

「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村への移住及び定住の促進、地域の活性化並びに良質な住宅ストックの形成を図り、よって人口減少対策と地方創生の実現に寄与するため、県外から村内に転入して居住する住宅を取得する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、葛尾村補助金等の交付等に関する規則（昭和50年葛尾村規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外移住者 県外から村内に移住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第22条に規定する転入をした者をいう。
- (2) 定住 本村の住民として永住の意思をもって居住し、本村の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠地が本村にあることをいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な戸建住宅、集合住宅、又は住宅部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅をいう。
- (4) 取得 自己の居住の用に供するため、村内の新築住宅又は中古住宅を工事請負契約又は売買契約（以下「契約」という。）により取得し、自己の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記を完了することという。
- (5) 契約日 住宅の新築においては当該住宅の工事の契約締結日、住宅の購入については当該住宅の購入の契約締結日をいう。
- (6) 取得日 住宅を自己の居住の用に供するため、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1項に規定する所有権の保存等の登記を完了した日をいう。
- (7) 村税等 本村において課税される地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村税及び本村へ転入する前の所在地において課税される地方税法に規定する市町村税（特別区税を含む。）をいう。
- (8) 若年者 契約日において、40歳未満の者をいう。
- (9) 子育て世帯 契約日及び補助金申請日において、18歳未満の子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある就労していない者をいい、出生以降に同居する予定の妊娠中の子（出産予定であることが母子手帳等で確認できる者に限る。）を含む。）と同居している世帯をいう。
- (10) 新婚世帯 契約日において、婚姻の届出をした日から起算して3年未満の世帯をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付を受けることができる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 契約日が令和3年4月1日以降のものであること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合していること。
- (3) 戸建住宅の場合は、延べ面積が住生活基本計画（全国計画）において定める一般型誘導居住面積水準以上、集合住宅の場合は、延べ面積が住生活基本計画（全国計画）において定

める都市居住型誘導居住面積水準以上であること。

- (4) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅を取得する場合には、耐震診断を事業完了日までに実施すること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費を除く住宅の取得に要した経費とする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、村内に定住する意思を持ち、かつ、補助対象住宅を取得する者で、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 補助対象住宅に自ら居住する県外移住者であること。
- (2) 当該補助対象住宅の所有者が2人以上の場合には、所有権保存の登記において、補助対象者の共有持分が2分の1以上であること。
- (3) 事業完了日の属する年度の翌年度から5年間以上継続して、補助対象住宅に定住すること。
- (4) 定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に、契約日以前の期間が原則として1年以上記録されていること。ただし、契約日前に移住準備等のため村内に定住した場合は、転入の届出日から契約日までの期間が1年未満であり、かつ、定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴い補助対象住宅を取得した場合
- (2) 申請日において、本人、同一世帯員及び同居する他の世帯員の全員（以下「同一世帯員等」という。）が納期限の到来している村税等に滞納がある場合
- (3) 同一世帯員等に次に該当する者がいる場合
 - ア この要綱に基づく補助金を交付されたことがある者
 - イ 福島県多世代同居・近居推進事業に基づく補助金を交付されたことがある者
 - ウ 同一内容の補助金等を国、県又は市町村から交付されたことがある者
 - エ 葛尾村暴力団排除条例（平成26年葛尾村条例第6号）第2条第1項第3号に規定する暴力団員等に該当する者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第4条に規定する経費に2分の1を乗じて得た額と、次の各号に掲げる額の合計額とを比較していずれか低い額とする。

- (1) 補助基本額 70万円
- (2) 年齢又は世帯構成に関する加算額で、次のいずれかに該当する場合は、10万円を加算する。
 - ア 補助対象者が若年者の場合

イ 子育て世帯の場合

ウ 新婚世帯の場合

(3) 就業又は雇用の促進に関する加算額で、次のいずれかに該当する場合は、10万円を加算する。

ア 補助対象者又は同一世帯の者が村内に立地する事業者に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した場合

イ 補助対象者又は同一世帯の者が村内で起業し、かつ、福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている場合

(4) 地域産業の活性化に関する加算額で、次のいずれかに該当する場合は、10万円を加算する。

ア 村内業者が補助対象住宅を施工した場合（同一世帯員等が村内で施工業を営むものであって、かつ、その者が施工した場合を除く。）

イ 村内業者が補助対象住宅を設計した場合（同一世帯員等が村内で建築士事務所を営むものであって、かつ、その者が設計した場合を除く。）

(5) 福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱」（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）に定める要件に該当する場合には、当該事業の補助金交付要綱に基づき算定された額を加算する。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象住宅の契約日から1年以内に村長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) 同一世帯員等の住民票の写し（転入の場合、前住所地の市区町村のもの）

(3) 村外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票除票等の写し

(4) 同一世帯員等の納税証明書（転入の場合、前住所地の市区町村のもの）

(5) 案内図、配置図、平面図、立面図その他補助対象住宅の内容が確認できる書類

(6) 居住部分の延べ面積が確認できる図面（平面図等）

(7) 売買契約書又は工事請負契約書の写し

(8) 母子健康手帳の写し（妊娠中であることを理由として子育て世帯に該当する場合で、加算を申請する場合に限る。）

(9) 婚姻後の戸籍謄本の写し等（加算を申請する場合に限る。）

(10) 就業又は雇用証明書（加算を申請する場合に限る。）

(11) 起業支援事業補助金又は交付金の交付決定通知書の写し（加算を申請する場合に限る。）

(12) 設計業務委託契約書の写し（加算を申請する場合に限る。）

(13) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該補助対象住宅の所有者が2人以上の場合には、当該共有名義に係る共有者のうち1人を代表者とし、当該代表者が他の共有者の同意を得たうえで申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 村長は、補助金の交付を決定する場合は、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 村長が必要と認める事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。

(2) 補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に補助対象住宅に定住しなくなったときは、次に掲げる場合を除き、補助金の全部又は一部を返還すること。

ア 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者が死亡した場合

イ その他村長が相当と認める場合

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は取下げするときは、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金変更(取りさげ)承認申請書(様式第4号)を村長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額の変更を伴わない補助対象経費の2割以内の変更については、この限りでない。

2 村長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、事業計画変更(取りさげ)承認通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第15条の規定による実績報告は、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、村長が指定する日までに提出しなければならない。

(1) 移住後の世帯全員分の住民票の写し(全部記載のもの)

(2) 補助対象住宅の登記事項証明書の写し

(3) 耐震診断を受けたことが確認できる書類(昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合に限る。)

(4) 補助対象住宅の写真

(5) 取得に要した費用に係る領収書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 村長は、第8条の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により当該決定を受けたとき。

(2) 補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に補助対象住宅から転居したとき。

(3) この要綱又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(4) その他村長が不相当と認めたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金取消し通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、村長は交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

4 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、村長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額の全部又は一部を免除することができる。

（補助金の返還請求）

第13条 村長は、返還を命ずるときは、当該補助金の交付決定者に対し、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金返還請求書（様式第9号）により当該補助金の返還の請求をするものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の返還をさせる場合において、第5条の補助対象者の要件に違反しているときは、次の各号に掲げる居住期間に応じ、当該各号に掲げる額について返還を請求するものとする。

(1) 1年未満のとき 補助金の全額

(2) 1年以上2年未満のとき 補助金の額の10分の9の額

(3) 2年以上3年未満のとき 補助金の額の10分の8の額

(4) 3年以上4年未満のとき 補助金の額の10分の7の額

(5) 4年以上5年未満のとき 補助金の額の10分の6の額

（書類の整備等）

第14条 この補助金の交付を受けた者は、当該補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

葛尾村長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付申請書

「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額		円			
住宅の状況	住宅の所在地	葛尾村大字			
	住宅取得区分	新築住宅（建築・購入） ・ 中古住宅 ・ 増改築			
	延べ床面積	居住部分（ ）㎡＋その他（ ）㎡＝合計（ ）㎡			
	建築（増改築）	住所			
	施工業者	名称	電話番号		
	工事請負額 又は購入額	円			
	契約締結日	年	月	日	
	住宅取得日	年	月	日	
入居日	年	月	日		
世帯の状況	氏名	生年月日	年齢	続柄	備考
転入届出日以前の住所					
転入届出日		年	月	日	

（裏面あり。）

裏 面

【添付書類】

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 同一世帯員等の住民票の写し（転入の場合、前住所地の市区町村のもの）
- (3) 村外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票除票等の写し
- (4) 同一世帯員等の納税証明書（転入の場合、前住所地の市区町村のもの）
- (5) 案内図、配置図、平面図、立面図その他補助対象住宅の内容が確認できる書類
- (6) 居住部分の延べ面積が確認できる図面（平面図等）
- (7) 売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (8) 母子健康手帳の写し（妊娠中であることを理由として子育て世帯に該当する場合、加算を申請する場合に限る。）
- (9) 婚姻後の戸籍謄本の写し等（加算を申請する場合に限る。）
- (10) 就業又は雇用証明書（加算を申請する場合に限る。）
- (11) 起業支援事業補助金又は交付金の交付決定通知書の写し（加算を申請する場合に限る。）
- (12) 設計業務委託契約書の写し（加算を申請する場合に限る。）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

誓約書兼同意書

1. 誓約内容

私は、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金を交付申請するにあたり、次のことを誓約します。

なお、当該補助金の交付決定の取消しがあり、葛尾村長から補助金の返還を命じられたときは、その内容に従い補助金を返還します。

- (1) 補助金の交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年間以上継続して補助対象住宅に居住すること。
- (2) 私の属する世帯員の全員が葛尾村暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

2. 同意内容

私は、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金を交付申請するにあたり、次のことに同意します。

- (1) 「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付要綱に定める規定の確認のため、私の属する世帯の住民基本台帳の情報について、必要に応じ葛尾村担当職員が確認することに同意します。
- (2) 私の属する世帯員の全員について、葛尾村暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないことの確認のため、葛尾村が福島県警察本部に対して、名簿による照会を行う場合があることに同意します。

年 月 日

葛尾村長

申請者 住 所
氏 名

印

（本人署名の場合は、印は不要です）

様式第3号（第8条関係）

葛尾村指令 第 号

住所
氏名

「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金について、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

葛尾村長 印

記

住宅の所在地	葛尾村大字
交付決定金額	円
交付の条件	(1) 村長が必要と認める事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。 (2) 補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に補助対象住宅に定住しなくなったときは、次に掲げる場合を除き、補助金の全部又は一部を返還すること。 ア 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者が死亡した場合 イ その他村長が相当と認める場合

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、葛尾村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に葛尾村を被告として（訴訟において葛尾村を代表する者は葛尾村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

葛尾村長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金変更（取りさげ）承認申請書

下記により、「来て かつらお」住宅取得支援事業の事業計画を変更（中止）したいので、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

住 宅 の 所 在 地	葛尾村大字
変 更（ 取 り さ げ ） の 理 由	

第 号
年 月 日

様

葛尾村長

印

「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金変更（取りさげ）承認通知書

年 月 日付で承認申請のあった「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金変更（取りさげ）承認申請について、下記のとおり変更（取りさげ）承認することとしたので、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

住 宅 の 所 在 地	葛尾村大字
変 更 （ 取 り さ げ ） の 内 容	

年 月 日

葛尾村長

住 所

氏 名

「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金実績報告書

年 月 日付葛尾村指令 第 号で交付決定を受けた「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金について、事業が完了したので、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

住宅の所在地	葛尾村大字
取得年月日	年 月 日
交付決定金額	円

【添付書類】

- (1) 移住後の世帯全員分の住民票の写し（全部記載のもの）
- (2) 補助対象住宅の登記事項証明書の写し
- (3) 耐震診断を受けたことが確認できる書類（昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合に限る。）
- (4) 補助対象住宅の写真
- (5) 取得に要した費用に係る領収書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

年 月 日

葛尾村長

住 所
氏 名 ㊟

「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付請求書

年 月 日付葛尾村指令 第 号で交付決定のあった「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金について、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額	円
---------	---

【振 込 先】

金 融 機 関 名	支 店 名
銀行 信金 農協 信組 郵便局	本 店 支 店
区 分	口 座 番 号
普通 当座	
口 座 名 義 人 （ フ リ ガ ナ ）	
（ ）	

※振込先預金通帳の写しを添付

第 号
年 月 日

様

葛尾村長 印

「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金取消し通知書

年 月 日付葛尾村指令 第 号で交付決定のあった「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金について、「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり取消したので通知します。

記

住宅の所在地	葛尾村大字
補助金の額	円
取消しの理由	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、葛尾村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に葛尾村を被告として（訴訟において葛尾村を代表する者は葛尾村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

葛尾村長

印

「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金返還請求書

年 月 日付葛尾村指令 第 号で交付決定した「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金について、既に交付した補助金を下記のとおり返還されるよう葛尾村「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、通知します。

記

住宅の所在地	葛尾村大字
返 還 理 由	
返 還 金 額 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
変 換 方 法	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、葛尾村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に葛尾村を被告として（訴訟において葛尾村を代表する者は葛尾村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。